

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年九月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―二四―二四

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（自動車等使用者に係る通勤手当の額）	（自動車等使用者の支給額）

第八条の二 (略)

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第八条(第一項第三号を除く。)の規定は、

給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料金等相当額(第十九条第一項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第一号及び第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二

第八条の二 (略)

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第八条(第一項第三号を除く。)の規定は、

給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料金等相当額(第十九条第四項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第一号及び第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二

号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、
同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは
「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（支給日等）

第十九条 給与法第十二条第七項の人事院規則で
定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当
額等（第八条の四第三号に掲げる職員に係るも
のを除く。）、給与法第十二条第二項第二号に
定める額（第八条の四第二号に掲げる職員に係
るものを除く。）、特別料金等相当額をその支
給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道
等が二以上ある場合においては、その合計額）
及び給与法第十二条第五項第一号に定める額の

号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、
同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは
「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（支給日等）

第十九条 通勤手当は、支給単位期間（第四項に
規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同
項に定める期間（以下この条、第二十一条第二
項第二号及び第二十四条において「支給単位期
間等」という。）に係る最初の月の俸給の支給
定日（その月が俸給の月額の手元を月二回
に支給する月である場合にあつては、先の俸給
の支給定日。以下この条において「支給日」と
いう。）に支給する。ただし、支給日までに第

合計額（第二十一条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与法第十二条第七項の人事院規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日ではない日を含む。）に新たに俸給表の適用を受けない

一 職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた日がその日の属する月の俸給の支給定日以後となる場合

二 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至つた日がその日の属する月の俸給の支給定日以後となる場合（次条第二項第二号又は第三号ロに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

3 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める日は、俸給の支給定日（その日の属する月が俸

ることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

（新設）

（新設）

3 職員がその所属する俸給の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が

給の月額半額を月二回に支給する月である場合に於ては、先の俸給の支給日」とする。

4

給与法第十二条第七項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する俸給の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4

給与法第十二条第七項の人事院規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が

二以上ある場合においては、その合計額）及び
給与法第十二条第五項第一号に定める額の合計
額（第二十一条第二項において「一箇月当たり
の通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円
を超えるときにおける通勤手当とし、給与法第
十二条第七項の人事院規則で定める期間は、そ
の者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち
最も長い支給単位期間とする。

（新設）

5| 支給単位期間（第一項に規定する通勤手当に
係るものを除く。）又は同項に定める期間（以
下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手
当の支給日前において離職（職員が離職の日又
はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関す

る法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条
第一項に規定する行政機関の休日にあたる時
は、当該翌日後において当該翌日に最も近い行
政機関の休日でない日を含む。）に新たに俸給
表の適用を受けることとなる場合の離職を除
く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員に
は、当該通勤手当をその際支給するものとす
る。

6 職員がその所属する俸給の支給義務者を異に
して異動した場合であつて、その異動した日が
支給単位期間等に係る最初の月（第二項各号に
掲げる場合に該当する場合にあつては、当該月
又はその翌月）であるときにおける当該支給単

（新設）

位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める俸給の支給義務者において支給するものとする。

- 一 職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つたことにより支給が開始され、又は次条第二項第一号若しくは第三号イに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する俸給の支給義務者
 - 二 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に
-

職員が所属する俸給の支給義務者

7 前項の規定により職員が異動前に所属してい

た俸給の支給義務者が通勤手当を支給する場合であつて、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

（支給の始期及び終期等）

第二十条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給

（新設）

（支給の始期及び終期）

第二十条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合において

されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合におい

はそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合におい

ては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

一 通勤手当の額を増額して改定する場合（第

三号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受

けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第三条の規定による届出が、当該事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月）

二 通勤手当の額を減額して改定する場合又は

ては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（新設）

（新設）

改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

三 月の初日から末日までの期間に職員に通勤

手当の額を変更すべき事実の生じた日が二以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

イ 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事院が定める場合
人事院の定める月

（新設）

ロ イに掲げる場合以外の場合 これらの事

実の生じた日の属する月の翌月

3 前項第三号イに掲げる場合における同号イに

定める月の支給額は、人事院が定める。

(返納の事由及び額等)

第二十一条 給与法第十二条第八項の人事院規則
で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位
期間に係る通勤手当にあつては、返納させるも
のとして取り扱うことが適当でない場合として
人事院が定める場合に係るものを除く。）を支
給される職員について生じた次の各号のいづれ
かに掲げる事由とする。

一 四 (略)

(新設)

(返納の事由及び額等)

第二十一条 給与法第十二条第八項の人事院規則
で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位
期間に係るものを除く。）を支給される職員に
ついて生じた次の各号のいずれかに掲げる事由
とする。

一 四 (略)

2

給与法第十二条第八項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 次に掲げる

場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

2

給与法第十二条第八項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第二号

に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第一

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 前項第二

号に掲げる事由が生じた場合にあつては
当該事由に係る普通交通機関等又は新幹
線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たり

号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じ
た場合にあつてはその者の利用する全ての
普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、
使用されるべき通用期間の定期券の運賃等
及び特別料金等の払戻しを、人事院の定め
る月（以下この条において「事由発生月」
という。）の末日にしたものとして得られ
る額（次号において「払戻金相当額」とい
う。）

（新設）

の通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通
用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事院の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 前項第二号に掲げる事由が生じ、前条

（新設）

第二項第一号又は第三号イに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第二号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

ロ (略)

二 (略)

3 給与法第十二条第八項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月(前項第一号イ(2)に掲げる場合に該当する場合)にあつては、人事院の定める月)の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義務者が同一であるときは、人事院の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第二十二條 (略)

第二十三條 (略)

ロ (略)

二 (略)

3 給与法第十二条第八項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義務者が同一であるときは、人事院の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第二十二條 (略)

第二十三條 (略)

2 月の中途において派遣等となつた場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復歸した日の属する月又は再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

（削る）

2 月の中途において派遣等となつた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復歸した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通

勤することとなつた日の属する月から開始する。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

第二条 令和八年九月二日から同月三十日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の規則九―二四第二十三条第二項に規定する場合（同条第三項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の規則九―二四第十九条第五項に規定する支給単位期間等は、同年十月から開始するものとする。